空き家に関する相続がわからない

管理はどうすれば？

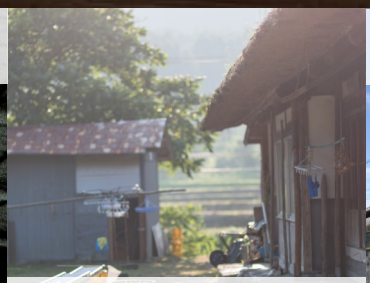

建物を解体したい

相談無料

米子市空き家相談会

2／19（火）

13：00～16：00

ふれあいの里4階（米子市錦町1-139-3）

空き家を活用したいけど、どうすればいいの

① 空き家に関して様々な悩みを抱えている方を対象に空き家相談会を開催します。

② 予約制としておりますので、当日の相談はお受けできない場合がございます。

専門家が答える空き家相談会

要予約（先着順・定員24名）

親の住宅を空き家にしたくない

相続の手続きは

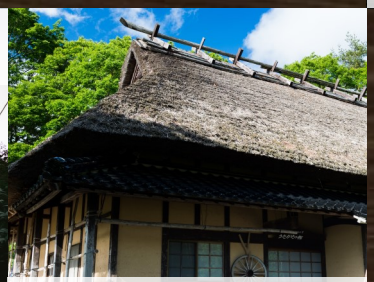

登記について相談したい

～同時開催！空き家対策セミナー～

空き家相談会当日、住宅金融支援機構主催による空き家対策に関するセミナーが開催されます。

第１回　13：00～13：50（12：30開場）

第２回　14：30～15：20（14：00開場）

参加費無料・要予約（定員各20名）

会場：ふれあいの里４階

主催：住宅金融支援機構

申込み・お問い合わせ先：082-221-8654

お問い合わせはコチラから！　**電話. 0859-23-5288**

〒683－8686　米子市加茂町１－１

米子市 都市整備部 住宅政策課　担当：髙本・金田

相談を円滑に進めるために、登記簿謄本、戸籍等の写しをお持ちの場合には、ご用意いただくと便利です。

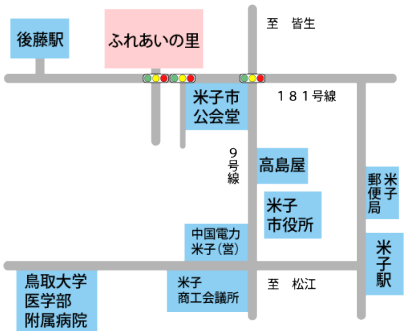

主催/米子市　http://www.city.yonago.lg.jp/25010.htm

共催/鳥取県宅地建物取引業協会西部支部. 全日本不動産協会鳥取県本部. 鳥取県司法書士会

空き家について、円滑に相談するためのポイント

相談時間が限られるため、相続関係や建物状況を事前によく確認されてから、相談員へ相談されることをお勧めします。

ポイント1

固定資産税課税明細書や登記簿謄本をご持参いただくと、相談が円滑に進みます。

ポイント2

空き家を相続している場合は、相続関係図や戸籍等の写しをご用意いただくとスムーズにご相談いただけます。

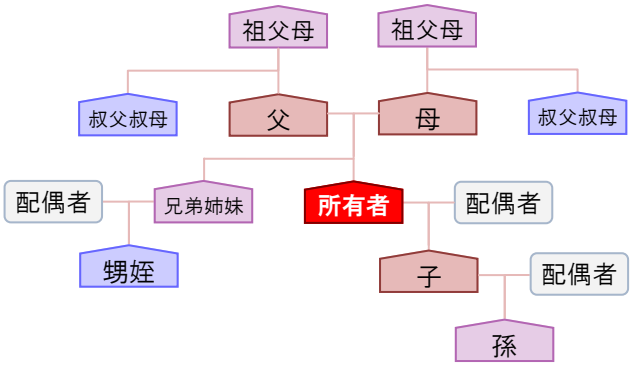

【申込み方法】
下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにて申込みいただくか、電話又はメールにてご連絡ください。

空き家相談会申込書

〒683−8686　米子市加茂町１−１
米子市 都市整備部 住宅政策課　担当：髙本･金田
メール. jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp
電話. 0859-23-5288
FAX. 0859-23-5396

氏　名		年　齢	歳	電　話	
				メール	
住　所					
相談内容に〇をしてください。（複数回答可）	管理 ・ 売却 ・ 賃貸 ・ 相続 ・ 解体 ・ その他（　　）				

ご希望の時間帯に、〇をご記入ください。

	13:00~13:30	13:30~14:00	14:00~14:30	14:30~15:00	15:00~15:30	15:30~16:00
第1希望						
第2希望						
第3希望						

※先着順（定員２４名）のため、ご希望の時間帯に沿えない場合があります。
※お申込み後、メール又は郵便でご連絡いたします。